

入札監理小委員会の審議結果報告

農業物価統計調査

農林水産省の農業物価統計調査について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的とした統計調査。委託範囲は、実査準備、実査、審査、調査票の電子化、集計及び調査対象への謝礼支給を対象としている。

事業の実施期間は、令和元年 11 月（契約締結日）から令和 7 年 3 月 31 日までを予定。

(2) 選定の経緯

農林水産統計の総人件費改革等に伴う人員の大幅縮小に対応するため、第 17 回統計調査分科会（平成 20 年 8 月 28 日）のヒアリングを踏まえ、実査を含む一体として実施する統計調査業務のうち、公共サービスの質の確保や民間事業者の確保など市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして、公共サービス改革基本方針（平成 20 年 12 月 19 日閣議決定）別表にて選定された。

2. 実施要項（案）の審議結果について

(1) 小委員会における主な論点

調査対象の変更、調査項目等の変更がなされていることから、新プロセスから現行プロセスに戻すものとした。その他の主な議論は以下のとおり。

【論点 1】

情報収集について、契約締結後に詳細を決定するという記載は、事業者が積算するに当たって、厳しい部分がある。したがって、積算のイメージを示すように対応すべき。（実施要項案 8 頁 2（2）オ）

【対応 1】

委員の指摘をうけ、「契約締結後、農林水産省との協議により決定する。」という文言を削除し、民間事業者の創意工夫を発揮してもらうための文言を追記。

【論点 2】

確保されるべき質において「調査票の回収率は一連の業務を通じ、100%を達成すること」とあるが、達成できなかったことにより、契約不履行になることになら

ないか。救済措置の記載はあるものの農林水産省の裁量による部分が大きく、事業者が不利益を被ることが考えられるため、どのような場合が問題にならないのか、具体化すること。(実施要項案 10 頁 2 (3) ウ)

【対応 2】

事業者の免責事項を具体化するよう以下のように文言を修正。

(修正後の文言)

毎月 20 日時点で回収状況を確認し、100 パーセントの達成が困難と見込まれる次の場合には、農林水産省の指示を仰ぐこととし、この場合にあっては、民間事業者は責を問われないものとする。

(ア) 天災地変等の影響により、調査が行えない調査対象があった場合

(イ) 調査対象の休業・廃業及び調査品目の取り扱いの中止があった場合

【論点 3】

表 1 評価項目一覧表「農林水産省の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか」について、このような抽象的な記載ではなく、農林水産省が求めているのは人員なのか、時間なのか具体的に記載すること。(実施要項案 14 頁 表 1 評価項目一覧表 2.1)

【対応 3】

体制については、具体的化を行い、「緊急の案件が生じた時（9 時～18 時以外）に連絡可能な体制」と記載。

【論点 4】

表 1 評価項目一覧表「農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか」などが、評価項目の各作業に重複して入っているが、どのように事業者が対応・工夫すれば加点されるか、具体化すること。(実施要項案 15 頁 表 1 評価項目一覧表 3.4 及び 3.5)

【対応 4】

各作業段階においてチェックを行うために連絡体制を整備させることを目的としたものであり、それぞれに求められる具体的な要件を追記した。

(2) その他の修正点

実施要項標準例(統計調査業務に関する民間競争入札実施要項標準例)に基づき、実施要項を修正。

3. パブリック・コメントの対応について

令和元年 5 月 24 日から 6 月 14 日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、意見等が寄せられ、字句の軽微な変更を行った。

以 上